

## 国立大学法人京都大学における競争的資金等の適正管理に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、国立大学法人京都大学（以下「本学」という。）における競争的資金等（以下「競争的資金等」という。）の取扱いに関して、適正に運営及び管理するために必要な事項を定め、研究機関としての本学の説明責任を果たし、本学に所属する研究者の研究活動を支援することを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 競争的資金等の運営及び管理については、他の関係法令又はこれに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規程によるものとする。

### (定義)

第3条 この規程において「競争的資金等」とは、各省各庁、独立行政法人及び地方公共団体等から、研究機関においてその資金の経理を要請されている研究資金とし、その範囲は別に定める。

2 この規程において「各部局等」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節、第8節、第10節及び第11節に定める施設等をいう。）をいう。

### (責任と権限)

第4条 本学の競争的資金等を適正に運営及び管理するために最高管理責任者、統括管理責任者、副統括管理責任者及び部局管理責任者を置く。

- (1) 最高管理責任者は、競争的資金等の運営及び管理について本学全体を統括する権限を持つと共に最終責任を負うものとし、総長をもって充てる。
- (2) 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営及び管理について全体を統括する実質的な責任と権限をもつものとし、研究を担当する理事をもって充てる。
- (3) 副統括管理責任者は、統括管理責任者を補佐するものとし、財務を担当する理事をもって充てる。
- (4) 部局管理責任者は、各部局等における競争的資金等の運営及び管理について統括する実質的な責任と権限を持つものとし、各部局等の長をもって充てる。
- (5) 最高管理責任者は、統括管理責任者及び部局管理責任者が責任を持って競争的資金等の運営及び管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(資金執行上の責任)

第5条 本学における競争的資金等の執行上の責任者は、当該競争的資金等の交付を受けた研究者及び当該研究者から枠を限定して配分を受けた者とする。

2 会計伝票の決裁については、国立大学法人京都大学会計職務権限規程（平成16年4月1日総長裁定制定）を適用する。

(組織体制)

第6条 本学の競争的資金等を適正に運営及び管理する組織として、最高管理責任者の下に競争的資金等の不正防止計画推進室（以下「不正防止計画推進室」という。）を設置する。

2 不正防止計画推進室は、次の各号に掲げる者で組織する。

(1) 統括管理責任者（不正防止計画推進室長）

(2) 副統括管理責任者（不正防止計画推進室の副室長）

(3) 総務を担当する理事

(4) 法務を担当する理事

(5) 研究推進部長

(6) 財務部長

(7) 総務部長

(8) 最高管理責任者が指名する理事又は教職員

(9) その他、最高管理責任者が必要に応じて指名する専門的知識を有する学外者

3 不正防止計画推進室は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 競争的資金等の運営・管理に係る実態の把握・検証に関すること。

(2) 前号に基づき不正防止計画を作成・推進し、関係部局と協力し不正発生要因に対する改善策を講ずること。

(3) 本学教職員の行動に関する規範の浸透を図るための方策を推進すること。

(4) その他必要な事項に関すること。

4 不正防止計画推進室の事務は、財務部財務企画課ほか関係部課の協力を得て、研究推進部研究推進課において処理する。

(不正防止計画の策定及び実施)

第7条 統括管理責任者は、最高管理責任者の承認を得て、不正防止計画案を、部局管理責任者へ提示する。

2 部局管理責任者は、不正防止計画を実施し、毎事業年度ごとに実施状況を報告しなければならない。

3 統括管理責任者は、各部局における実施状況を調査し、必要に応じて改善を指示する。

(監査)

第8条 監査室は、競争的資金等の運営、管理に関し、不正防止計画推進室及び部局管理責任者の取組状況を監査する。

(相談窓口)

第9条 本学における競争的資金等に係る使用ルール及び事務手続について機関内外から相談を設ける窓口を置く。

- 2 相談窓口は、競争的資金等制度各担当部署並びに各部局毎の担当部署とする。
- 3 相談窓口は、本学における効率的な研究遂行のための適切な支援に資するよう努めるものとする。

(通報窓口)

第10条 競争的資金等の不正な経理等の通報窓口は、監査室とし、その取扱いは、京都大学における公益通報者の保護等に関する規程（平成18年達示第88号）による。

(会計関係規程の適用)

第11条 競争的資金等の執行及び管理に当たっては、当該競争的資金等の交付機関から要請のあった場合に、本学の会計関係規程を適用する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、競争的資金等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成19年10月29日から施行する。
- 2 当初の不正防止計画は、平成21年3月31日までに策定するものとする。
- 3 部局管理責任者は、当初の不正防止計画を作成するための必要な調査に協力し、資料を提出するものとする。